

參考資料

1. 策定の経緯

年 月 日	会 議 など	内 容
平成 28 年 11 月 10 日(木)	第 1 回 大津市緑の基本計画審議会	現状把握・条件整理 現行計画の分析・調査 市民アンケート実施について
平成 28 年 12 月 9 日(金)～ 平成 29 年 1 月 6 日(金)	市民アンケート調査	18 歳以上の市民 3,000 人に送付 (回収率 36.8%)
	公園愛護会アンケート調査	公園愛護会 101 団体に送付 (回収率 71.3%)
	ボランティア団体アンケート調査	花と緑のまちづくり推進事業に関 わるボランティアグループ 222 団 体に送付(回収率 77.9%)
平成 28 年 12 月 20 日(火)	緑の基本計画 子どもの意識調査	普段遊ぶ場所などのききとり調 査 98 名に実施
平成 29 年 2 月 13 日(月)	第 2 回 大津市緑の基本計画審議会	第 3 次大津市緑の基本計画の 総括 基本方針(案)の検討
平成 29 年 7 月 20 日(木)	第 3 回 大津市緑の基本計画審議会	関連計画及び関連法案の改正 について 基本方針・施策(案)の検討 各施策における解決すべき問題 と取り組みの方向の検討
平成 29 年 11 月 22 日(水)	第 4 回 大津市緑の基本計画審議会	第 3 回審議会からの変更点 地域別計画(案)の検討
平成 30 年 1 月 10 日～1 月 29 日	パブリックコメントの実施	
平成 30 年 2 月 20 日	第 5 回 大津市緑の基本計画審議会	

2. 大津市緑の基本計画審議会委員名簿

氏名	経歴・推薦団体など	備考
村上 修一	滋賀県立大学環境科学部教授	会長
里深 好文	立命館大学理工学部教授	副会長
遊磨 正秀	龍谷大学理工学部教授	
鹿野 央	滋賀県土木交通部技監	平成 29 年 7 月 19 日迄
辻野 恒一	滋賀県土木交通部技監	平成 29 年 7 月 20 日より
中西 克己	大津市自治連合会	
上村 照代	大津市地域女性団体連合会	

3. 市民意見の反映

緑の基本計画改定に伴う、市民アンケートの実施について

アンケート種類	対象と送付数	回収数	実施年月
一般市民へのアンケート	市内在住の18歳以上男女3,000人に郵送（無作為抽出）。	1,104人	2016.12 -2017.1
保護者へのアンケート	一般市民アンケート回答者のうち小学生以下の子どもをもつ人へ回答を依頼。	160人	2016.12 -2017.1
公園愛護会へのアンケート	公園愛護会活動団体101団体へ送付。	72人	2016.12 -2017.1
花と緑のまちづくり団体へのアンケート	花と緑のまちづくり活動に関わるボランティア団体に222団体へ送付。 （花街道、手のひら花苑、ハートフルガーデナー、すみれ会、びわ湖大津館ガーデンと友の会など）	173人	2016.12 -2017.1
大津市緑の基本計画子どもの意識調査	瀬田東児童クラブの児童・一里山公園で遊ぶ児童	98人	2016. 12.20

4. 用語解説

用語	解説
あ行	
アダプトプログラム制度	自治会、学校、企業などの団体が道路・河川・公園などの共有財産の里親になって、清掃などの活動をおこなう一方、行政は清掃用具の貸し出し、支給などを行うといった、市民と行政で公共財産の管理を「協働」して行う制度。「アダプト」は英語で養子という意味。
運動公園	主として都市住民全般の運動の場として利用できることを目的とする公園。1箇所あたり15～75haを標準として配する。
エコロジカルネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワークのこと。
近江八景	中国湖南省の洞庭湖及び湘江から支流の瀟水にかけてみられる典型的な水の情景を集めて描いた瀟湘（しょうしょう）八景にならい、琵琶湖南西部の八つの景勝を選んだもの。比良の暮雪、堅田の落雁、唐崎の夜雨、三井の晩鐘、粟津の晴嵐、石山の秋月、瀬田の夕照、矢橋の帰帆、を指し、安藤広重の浮世絵で知られる。
大津市環境基本計画	「環境基本法」に基づき、大津市における低炭素社会の構築、循環型社会の形成、生物多様性の保全などの持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・市の取り組むべき方向を示す計画のこと。
大津市景観計画	「景観法」に基づき、大津市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めた計画のこと。
大津市公共施設適正化計画	公共施設適正化に向けた具体的な取り組みの方向性や方策、施設分類毎の取り組みの内容などをまとめた計画のこと。
大津市公共施設等総合管理計画	大津市の公共施設などの老朽化の課題や人口減少、少子高齢化などの公共施設を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり持続可能な公共サービスを実現するため、公共施設を重要な経営資源として捉え将来にわたり、総合的かつ計画的に管理していくための公共施設マネジメントの方針。
大津市国土利用計画基本構想	「国土利用計画法」に基づき、社会・経済情勢の変動や諸課題に対応していくため、大津市の土地利用に関する必要な事項を定める計画のこと。
大津市総合計画基本構想	大津市の今後のまちづくりにおいて、めざす姿を将来都市像として示し、その実現のための方針や政策、姿勢などを示す計画のこと。
大津市都市計画マスタープラン	大津市の都市計画に関する基本的な方針。

用語	解説
大津市バリアフリー基本構想	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、高齢者、障害者等の移動上と施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした計画のこと。「JR 大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」「JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」を重点整備地区としている。
オープンスペース	主に都市地域において建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地などを指すことが多い。
か行	
街区公園	主として街区内に居住する者の利用を目的とする都市公園。誘致距離が 250m の範囲内で、1 箇所当たりの面積が 0.25ha を標準として配置する。
河川愛護活動団体	堤防の草刈や清掃、花植えなどを通じて、河川を愛し護る市民団体の総称。自治会や事業所などが中心となって、琵琶湖岸や河川を活動場所として結成されている。
河川愛護団体連合会	各河川愛護団体間の連絡調整を図り、併せて必要な事業を実施することを目的として、昭和 61 年 3 月に河川愛護団体連合会が設立。設立当初は 9 団体でスタートしたが、平成 28 年 1 月 1 日現在で、49 団体中 25 団体が加入している。
環境学習	持続可能な社会の構築をめざして、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。
環境形成緑地	独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域などに指定された区域。
協働	市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むこと。
近隣公園	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。誘致距離 500m の範囲内で、1 箇所当たりの面積が 2ha を標準として配置する。
グリーンインフラ(グリーンインフラストラクチャー)	米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方。
グリーンレンジャー	地域住民や民間事業者などが、可能な範囲で自ら公園などの樹木を維持管理する活動であり、今後の「協働による緑のまちづくりの促進」の実現に向けた新たな協働による制度。

用語	解説
景観協定	「景観法」に基づく、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフト面まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組み。
建築協定	「建築基準法」に基づく制度で、地域の住民が自発的に建築基準法に定められた基準に上乘せする形で、地域内の建築物の用途や形態などのきめ細かなルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまち並みなどを将来にわたって守り育てていくもの。
原風景	人の心の奥にある一番初めの風景のこと。懐かしさの感情を伴うことが多く、実在する風景でなく、心象風景である場合もある。
広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする都市公園。地方生活圏などのブロック単位ごとに1箇所あたり50ha以上を標準とする。
公園愛護会	公園の近隣住民で組織されたボランティア団体で、自治体などが行う公園管理に協力し、主に公園の美化、保全に関する活動や公園愛護精神の普及、啓発に関する活動を行っている。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。
国有林	国が保有する森林。多くは奥地の急峻な山地や水源地域にあって、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など私たちが生活していくうえで重要な働きが期待されている。
古都保存法	正式名称は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」。古都保存法の適用対象となる「古都」とは、「我が国往時の政治、文化の中心などとして歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」と法令で定められており、大津市は平成15年に全国10番目の指定となった。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体、地域社会。
コンパクト	コンパクト（小さく中身の充実しているさま）へ向かう動きのこと。
さ行	
里地里山	主に二次林（雑木林）を里山、それに農地などを含めた地域を里地ということが多い。また、全てを含む概念として「里地・里山」という。
里山	人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域のこと。

用語	解説
市街化区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
滋賀県ビオトープネットワーク長期構想	野生動植物種の生息・生育環境の保全、再生、ネットワーク化に関する県の構想。
施設緑地	都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民間施設。
自然公園区域	「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地に設けられる区域のことをいい、その風景地の内容や指定方法により、国立公園、国定公園、都道府県立公園がある。大津市には琵琶湖国定公園、三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園が指定されている。
自然公園特別地域	国は国立公園や県は国定公園について、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づきその区域内に指定した地域。工作物の新築や増築、木材の伐採などについて国や県の許可が必要となる。
持続可能	「持続可能」という理念は、1987年、国連の環境と開発に関する世界委員会（WCED）の最終報告書「地球の未来を守るために（Our Common Future）」（いわゆる「ブルントラント報告」）において提唱された。ブルントラント報告では、「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされている。つまり「持続可能なまち」とは、将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるまちのこと。
指定管理者制度	「地方自治法の一部を改正する法律」に基づく「指定管理者制度」のこと。従来、公共団体と公共的団体に限られていた管理委託の対象が、広く民間企業や各種法人にも認められている。
指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。「災害対策基本法」の改正（平成25年6月）に基づき市町村長により指定されている。
児童遊園地	近隣の児童や未就学児の利用を想定した小規模な公園。児童や未就学児向けの遊具が設置されていることが多い。

用語	解説
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。都道府県が策定する土地利用基本計画に基づき指定される。
ストック	既にある都市施設や機能のこと。
スマートインターチェンジ（スマートIC）	ETC 専用インターチェンジのこと。高速道路へのアクセスの向上を目的に、サービスエリアや、パーキングエリアまたは既存のインターチェンジの間に設置されている。
生物多様性	「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す。また、生きものが互いに関わり合いながら世代を超えて維持されていることから、「生きものつながり」としても捉えられる。この生物多様性は、一般に「生態系の多様性」、「種の多様性（種間の多様性）」、「遺伝子の多様性（種内の多様性）」という 3 つの階層で認識されている。
生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能や多目的な機能などのすぐれた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に役立つことを目的にした制度。
総合公園	主として一つの市区町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする都市公園。 1 箇所あたり 10～50ha を標準としている。
た 行	
地域制緑地	法や条例などにより保全に対する一定の確保がなされた緑地のこと。風致地区、自然公園、保安林などが該当する。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度で、地区の特性に合わせて、適正な都市機能と健全な地区環境を将来にわたって確保するための身近なまちづくりルールのこと。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする都市公園。1km の範囲内で 1 箇所あたりの面積が 4ha を標準としている。
中高層建築物	「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」に基づく、建築確認申請が必要な高さが 10m、4 階以上の建築物のこと（商業地域・工業地域・市街化調整区域では高さ 15m、6 階以上）。
長寿命化	公共施設や公園などが更新を含め、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取り組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。

用語	解説
手のひら花苑	市民の維持管理による花壇で、街角の点景としての花をまちづくりに生かすため、地域で子ども達の手のひらのようにかわいい花壇をグループで作り、育てることにより、街全体が美しい花のまちとなるような景観の創出を目的としている。
伝統的建造物群保存地区	「文化財保護法」に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、都市計画区域内においては都市計画で、都市計画区域以外においては条例で、伝統的建造物群保存地区を定めるもの。大津市では、坂本地区周辺を指定している。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に応じて配置される。
都市計画区域	「都市計画法」に基づき、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量などの現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として都道府県が指定する区域。大津市は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市と一体に、大津湖南都市計画区域に指定されているが、市内葛川地区及び琵琶湖が都市計画区域外となっている。
都市計画決定	都市公園などの都市施設や、市街地開発事業などのさまざまな都市計画を正式に決定すること。
都市計画公園・緑地	「都市計画法」に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道などと並び、都市施設として計画的に配置、整備される公園・緑地。
都市公園	「都市公園法」に基づき、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としている。都市公園の定義や、管理に係る事項などについて定めている。
都市緑地	「都市公園法」に基づく公園種別の1つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。本計画では、主に河川部の都市緑地を河川緑地、湖岸部の都市緑地を湖岸緑地としている。

用語	解説
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度（緑の基本計画）などが定められている。
な行	
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定されている区域をいう。農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。
農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地のこと。
は行	
ハートフルガーデナー	花と緑の正しい知識を身につけ、地域の緑化リーダー（ハートフルガーデナー）として活躍する人材を養成するための養成講座の修了生からなる地域の緑化活動。
花街道	花街道は市民が維持管理する花壇「手のひら花苑」をさらに面的な拡充へ発展させ、花と緑の都市空間、市街地の色彩空間を創造をめざしている。
バリアフリー	高齢者・障害者などが社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。
ビオトープ	生命：バイオ（Bio）と場所：トポス（Topos）の合成語で生物の生息空間をいう。
琵琶湖八景	昭和25年に琵琶湖とその周辺が琵琶湖国定公園に指定されたことを契機に選定され、琵琶湖の雄大さと変化に飛んだ景観が主として選ばれているところが特徴となっている。
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市の良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図るもの。大津市では、山地部を中心に12地区を指定している。
プレイパーク	禁止事項をできるだけ少なくし、プレイリーダーを配置しつつ、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場。地域住民やボランティアで自主運営しているものが多い。
保護樹林	「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定している。

用語	解説
ま行	
緑の基本計画	市町村が策定する、都市公園の整備方針、そして特別緑地保全地区の緑地の保全や、緑化地域における緑化の推進に関する事項など、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑のオープンスペースに関する総合的な計画。
緑の骨格	琵琶湖や山並み、その間に展開する湖岸林、丘陵地や田園地域、山並みと琵琶湖を結ぶ多くの河川緑地、拠点となる公園など。
未利用地	使用目的など明確でない空地など、有効に土地利用がなされていない、もしくは利用の程度が低い用地の総称。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、体の自由・不自由、知覚・行動能力などの違いに関わりなく、より多様な人々が使えることをあらかじめ念頭に置いて施設や環境をデザインするもの。
ヨシ群落保全区域	「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づくヨシ群落保全のための区域指定。ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息状況、湖岸の侵食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域と、周りの自然的条件から、ヨシを植え、守っていけば、ヨシ群落のもつ様々な機能が発揮できると認められる区域に対し指定される。
ら行	
立地適正化計画	「都市再生特別措置法」に基づく制度で、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画のこと。
緑地協定	「都市緑地法」に基づき、土地所有者などの全員の合意により緑地の保全及び緑化に関して締結する協定で、市町村長の認可を受けることによりその効力が生ずる。
緑地保存地域	市街地の背後の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域。
緑化重点地区	「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」をいう。
歴史的風土特別保存地区	「古都保存法」に基づき「古都」とされた市町村において、歴史的風土の保存を図るため、「歴史的風土保存区域」内の枢要な地域を都市計画において「歴史的風土特別保存地区」と定め、建築物の新增改築、宅地の造成などの一定の行為を許可制としている。

用語	解説
歴史的風土保存地区	「古都保存法」などに基づき、その対象はわが国往時の政治、文化の中心などとして歴史上重要な地位を有する市町村に限られ、保存対象は、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地となっている。
わ行	
ワークショップ形式	住民参加のまちづくりなどで、一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。